

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万五千円」を「九十六万八千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分			報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、四一〇、〇〇〇円
一、〇一六、〇〇〇円	一、四七〇、〇〇〇円	一、三〇六、〇〇〇円	一、一七八、〇〇〇円
一、〇三八、〇〇〇円	九六八、〇〇〇円		
三 号	二 号	一 号	

判  事  補								判    事				
八	七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円

簡  
易  
裁  
判  
所  
判  
事

九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号
三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に

基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

## 理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。